

資料

環境行政年表

〔H〕は「平成」、H2=1990年

〔県 の 動 き〕	〔国 の 動 き〕
<p>H2. 10 ・熊本県環境政策推進本部設置</p>	<p>H2. 6 ・モンリオール議定書第2回締約国会合開催（特定フロン2000年全廃など大幅な規制強化等を採択）</p> <p>7 ・環境庁に地球環境部を設置</p> <p>・国立公害研究所を国立環境研究所に改組</p> <p>8 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第一次評価報告書取りまとめ</p> <p>10 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定</p>
<p>・「熊本県環境基本条例」制定（都道府県では初。異例の「前文」を掲げ、「地球環境問題への取組」を規定）</p> <p>・「熊本県地下水質保全条例」制定（全国基準の10倍厳しい排水基準を規定）</p> <p>12 ・「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」制定（全国初。H4種の保存法に先行）</p>	
<p>H3. 1 ・熊本県廃棄物懇談会、「環境にやさしい廃棄物対策」を提言</p>	
<p>11 ・「熊本県環境基本指針」策定</p>	<p>H3. 4 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）制定</p> <p>8 ・「土壌の汚染に係る環境基準」告示</p>
<p>H4. 3 ・「第7次鳥獣保護事業計画」策定</p>	<p>H4. 1 ・第14回水俣病に関する関係閣僚会議開催（「水俣病総合対策の実施について」報告）</p> <p>・水と環境に関する国際会議開催（～31日、ダブリン）</p>
<p>12 ・「熊本県環境教育基本指針」策定</p>	<p>6 ・環境と開発に関する国連会議（通称地球サミット）ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催</p> <p>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定</p>
<p>H5. 7 ・「熊本県産業廃棄物指導要綱」施行</p> <p>8 ・熊本県環境センター開館</p>	<p>11 ・モンリオール議定書第4回締約国会合開催（フロン全廃スケジュールの前倒しなどを決定）</p> <p>12 ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」制定</p>
<p>12 ・「熊本県中山間ふるさと・水と土基金条例」制定</p>	<p>H5. 11 ・「環境基本法」制定</p> <p>12 ・「アジェンダ21行動計画」の閣議決定</p>
<p>H6. 3 ・阿蘇郡12町村で共同して環境美化条例を制定</p> <p>・「熊本県環境保全型畜産確立基本方針」策定</p>	<p>H6. 1 ・「国際熱帯木材協定」改定</p> <p>・建設省「環境政策大綱」策定</p> <p>3 ・「気候変動枠組条約」の発効</p>
	<p>4 ・全国環境保全型農業推進会議が発足</p> <p>6 ・「砂漠化防止条約」採択</p>

資
料
編

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」	
H7 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県環境保全協議会設立 ・「熊本県景観整備基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> H6 . 6 ・環境庁地球環境部「ローカルアジェンダ21 策定指針」作成 12 ・「環境基本計画」閣議決定
H8 . 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県地球温暖化対策地域推進計画」策定 ・「熊本地域地下水総合保安全管理計画」策定 (熊本市と協働策定) 	<ul style="list-style-type: none"> H7 . 6 ・こどもエコクラブ発足 ・「国の事業所・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法) 制定 10 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「生物多様性国家戦略」決定 12 ・気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第2次評価報告書取りまとめ
12	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県環境基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> H8 . 11 ・「グリーン購入ガイドライン」決定
H9 . 1	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県フロン回収・処理実施協議会発足 	<ul style="list-style-type: none"> H9 . 2 ・「環境保全型農業推進憲章」制定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8次鳥獣保護事業計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 4 ・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定 6 ・「環境影響評価法」制定 ・「大気汚染防止法施行令」改正 (ダイオキシン排出抑制など) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 (廃棄物の減量化再生利用の推進処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策など)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣湾の安全宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 12 ・「地球温暖化防止京都会議」開催 ・「地球温暖化対策推進本部」設置
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁古紙リサイクルシステム導入 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県環境影響評価要綱」制定 	
H10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・省資源のための県庁重点率先行動通知 (冷房28℃、暖房19℃、サマーエコスタイル、ノーマイカーデー毎週水曜日設定など) 	<ul style="list-style-type: none"> H10. 5 ・「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法) 制定 ・「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98(H12年11月改訂) 策定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県版レッドデータブック発行 	<ul style="list-style-type: none"> 6 ・「地球温暖化対策推進大綱」決定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「第四次熊本県産業廃棄物処理計画」策定 ・「熊本県環境影響評価要綱」施行 ・「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」施行 ・「熊本県ダイオキシン類対策方針」策定 ・熊本都市圏自動車交通クリーン対策推進会議の設置 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ホルモン連絡会議開催 	

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H10. 8 ・「熊本県一般廃棄物処理広域化基本構想」策定 9 ・熊本地域地下水保全対策会議開催	
H11. 3 ・「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」策定	H10. 10 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定（一部規定施行）
7 ・「物品の購入等に係る環境配慮指針」（公用車への低燃費・低公害車導入指針を含む）策定	H11. 4 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「地球温暖化対策に関する基本方針」決定 7 ・「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」制定 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 ・「食料・農業・農村基本法」制定 ・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」制定 ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」制定
10 ・地球温暖化防止活動推進員（121名）を委嘱	
H12. 6 ・熊本県環境生活部環境政策課内に環境立県推進室を設置 ・「熊本県環境影響評価条例」制定 ・「熊本県生活環境の保全等に関する条例」制定（公害防止条例を改正。地球温暖化対策の推進、オゾン層破壊物質の排出抑制、廃棄物の減量化などを追加規定） ・「熊本県地下水保全条例」制定（地下水採取条例と地下水質保全条例を一本化し、全県的に大口地下水採取量の報告義務づけ）	H12. 1 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 5 ・「循環型社会形成推進基本法」制定 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設資材リサイクル法）制定 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）制定 6 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）制定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）改正 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源利用促進法）改正
8 ・「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」策定	7 ・（八代海において大規模赤潮発生による魚類養殖に大きな被害）
11 ・「特定鳥獣（ニホンカ）保護管理計画」策定 ・「第8次鳥獣保護事業計画」変更（ニホンカ特定の追加）	12 ・「環境基本計画」改定
H13. 3 ・「水俣湾環境対策基本方針」策定（水俣湾の環境状況を把握し、埋立地の適正な維持管理を継続していく）	H13. 1 ・環境省発定 ・「循環型社会形成推進基本法」施行（有明海で養殖ノリに色落ち被害）

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
<p>H13. 3 ・「第二次熊本県環境基本指針」策定 ・「第二次熊本県環境基本計画」策定 4 ・「熊本県環境影響評価条例」施行</p> <p>6 ・「熊本県地球温暖化防止行動計画」策定 (H 8 計画の改定)</p> <p>9 ・産業廃棄物の有効利用情報交換制度運用開始 12 ・「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合 計画」策定 (H14の特措法や国の基本方針 につながるもの)</p> <p>H14. 3 ・県庁舎の ISO14001認証取得 ・「熊本県廃棄物処理計画」策定 ・「学校教育における環境教育ガイドライン」 策定 ・「水資源総合計画」(くまもと水プラン21) 策定 ・「第2期特定鳥獣(ニホンゾウカ)保護管理計 画」策定 ・「第9次鳥獣保護事業計画」策定 4 ・こどもエコセミナー事業開始(本県独自の 小学5年生の水俣での環境学習)</p> <p>H15. 3 ・「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」 策定 ・「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」策定 ・「荒尾地域硝酸性窒素削減計画」策定</p> <p>6 ・「熊本県生活排水対策基本指針」策定 ・「熊本県生活排水処理施設整備構想」策定 (全市町村と協働策定)</p>	<p>H13. 4 ・「PRTR法(特定化学物質の環境への排出 量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律)」施行 ・改正「浄化槽法」施行 6 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊 の実施の確保等に関する法律」(フロン回 収破壊法)制定 ・「温泉法」改正</p> <p>H14. 3 ・「新・生物多様性国家戦略」策定</p> <p>5 ・「土壌汚染対策法」制定(指定区域におけ る知事の汚染原因者への汚染除去等の実施 命令) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改 正(京都議定書発効後の規定の整備) 6 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (省エネルギー法)改正(工場等における省 エネルギー対策) 7 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」 制定 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 律」全面改正(水鳥の鉛中毒の防止のため の指定猟法禁止区域制度の導入など) 11 ・「有明海及び八代海を再生するための特別 措置に関する法律」制定 12 ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定 ・「自然再生推進法」制定</p> <p>H15. 3 ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</p> <p>5 ・「化学物質審査規制法」改正(従来への人の 健康被害防止の観点に加え、動植物への被 害防止の観点からの審査・規制制度の導入 など)</p>

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H15. 6 ・「熊本都市圏都市交通アクションプログラム」策定	H15. 7 ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
H16. 3 ・「熊本県生活環境の保全等に関する条例」改正（光害の防止に関する規定の追加） ・「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に改正（保護する動植物の指定制度の見直しによる保護対象の拡大など）	H16. 6 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）制定（国における環境配慮等に関する状況の公表を義務づけ、地方公共団体は努力目標） ・「景観法」制定（都市、農山漁村等における、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務等を規定）
4 ・氷川町（旧宮原町）を含む熊本南部地域が環境省里地里山保全再生モデル事業に指定	9 ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」策定 10 ・エコアクション21（環境活動評価プログラム）の認証制度施行 11 ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準が全面的に運用
H17. 3 ・「熊本県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」改正（水質規制の強化） ・「熊本県バイオマス利活用基本方針」策定 ・「熊本地域硝酸性窒素削減計画」策定	H17. 1 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）施行 2 ・「京都議定書」発効 3 ・化学物質の内分 泌かく乱作用に関する環境省の今後の対策方針について（EXTEND2005）策定
4 ・「熊本県産業廃棄物税」導入 ・「水とみどりの森づくり税」導入	4 ・「京都議定書目標達成計画」閣議決定 ・改正「文化財保護法」施行
6 ・「熊本県海岸保全基本計画」策定	6 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（温室効果ガス算定・報告・公表制度の導入） ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）施行
8 ・「第2次県庁率先実行計画（熊本県庁「チーム・マイナス6%」計画）」策定	8 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）改正（熱と電気を合算して（原油換算）規制、一定規模以上の事業所に対して、国へのエネルギー使用量の報告を義務づけ）
10 ・「アスベスト総合相談窓口」設置	

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H18. 3 ・「第三次熊本県環境基本計画」策定 ・「熊本県分別収集ガイドライン」策定	
5 ・水俣病犠牲者慰霊式開催（内閣総理大臣招聘）	H18. 4 ・水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議
6 ・本県観測史上初の「光化学スモッグ注意報」発令	6 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」改正 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」改正 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」改正 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
9 ・「2006バイオマス利活用シンポジウム in 熊本」開催 ・「公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本構想」策定	11 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第8回政府間会合 ・「有明海・八代海総合調査評価委員会」報告
11 ・熊本県廃棄物処理計画（平成18年度～22年度）策定	H19. 2 ・中央環境審議会に21世紀環境立国戦略特別部会設置
H19. 2 ・「NPO 法人くまもと温暖化対策センター」を「熊本県地球温暖化防止活動推進センター」に指定	3 ・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）閣議決定
3 ・「第3期特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画」策定	4 ・「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」公表 ・「温泉法」改正
・「みんなで進めよう！地球温暖化防止活動推進シンポジウム」開催 ・「第10次鳥獣保護事業計画」策定	5 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」改正 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」改正
7 ・「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」設置	6 ・「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」改正
8 ・「熊本県森林吸収量確保推進計画」策定	・「一般廃棄物会計基準」、 「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」策定
11 ・「水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク」発足	7 ・化学物質国際対応ネットワーク発足
	10 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」改正
	11 ・「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書」公表

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
<p>H19. 12 ・「財団法人熊本県環境整備事業団」設立 (産業廃棄物の適正処理の推進等)</p>	<p>H19. 11 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク 第9回政府間会合 ・「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定 ・「温泉法」改正 ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法) 施行</p>
<p>H20. 1 ・「熊本県海砂利採取削減計画」策定</p>	<p>H20. 1 ・「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更」閣議決定</p>
<p>・「熊本県景観条例」改正 ・「熊本県景観計画」策定</p>	<p>・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」公表</p>
<p>2 ・「熊本県光化学スモッグ緊急時対策基本方針」策定</p>	<p>3 ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定</p>
<p>3 ・「熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項」策定 ・「大気汚染常時監視テレメータシステム」更新 (大気汚染データの県ホームページでの公開等)</p>	<p>4 ・「エコツーリズム推進法」施行</p>
<p>4 ・「熊本県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」施行(水質規制の強化) ・改正「熊本県景観条例」施行 ・「熊本県景観計画」施行</p>	<p>5 ・「廃棄物処理法」改正公布 ・「新・ゴミゼロ国際化行動計画」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネルギー法)改正(エネルギー管理の体系が工場・事業場ごとから事業者単位に変更)</p>
<p>8 ・「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」設置</p> <p>9 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画」策定</p> <p>10 ・「特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画」策定</p>	<p>6 ・「エコツーリズム推進基本方針」閣議決定 ・「生物多様性基本法」施行 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定</p> <p>7 ・北海道洞爺湖サミット開催 ・「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定</p>
<p>・「第10次鳥獣保護事業計画」変更(イノシシの特定計画の追加)</p>	<p>10 ・「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針」告示 ・自然再生推進法に基づく「自然再生基本方針」改定</p>

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	H20. 11 ・オフセット・クレジット（J-VER）制度創設 ・オゾン層保護に関するウィーン条約第8回締約国会議及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第20回締約国会合開催 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第10回政府間会合
H20. 12 ・企業・法人等との協働の森づくりに関する指針策定	12 ・「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について」公表 H21. 1 ・「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」公表
H21. 2 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画」に基づく「第1期行動計画」策定	3 ・「所得税法」改正（税制のグリーン化を明記） 4 ・「土壌汚染対策法」改正
5 ・騒音・振動に関する基準見直し（規制強化） ・「やつしる里海ネット」発足（NPO 団体、漁業者、学校、行政等の連携による八代海再生に向けた取組の推進） ・光化学オキシダント測定局増設（19局→23局）	5 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」改正 6 ・「自然公園法及び自然環境保全法」改正
6 ・「八代海流域別下水道整備総合計画」国土交通大臣承認	7 ・「バイオマス活用推進基本法」制定 7 ・「海岸漂着物処理推進法」施行
7 ・「有明海流域別下水道整備総合計画」国土交通大臣承認	・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」施行 9 ・「微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準」設定 11 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第11回政府間会合 12 ・「新成長戦略（基本方針）」閣議決定（平成32年までに50兆円を超える新規市場の開拓と140万人の環境分野の新規雇用を目指す）
H22. 3 ・「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」制定	H22. 3 ・「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 ・「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定 3 ・「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣試案～」公表 ・「所得税法」改正（地球温暖化対策税の平成23年度からの実施に向けて検討する旨の記載）

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H22. 4 ・「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく3つの計画書制度（事業活動温暖化対策、エコ通勤環境配慮、建築物環境配慮）の施行 ・悪臭規制区域の見直し ・「熊本県森林吸収量認証制度実施要綱」施行	H22. 4 ・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」改正
8 ・「第10次鳥獣保護事業計画」変更（コノヅカノ保護・管理地域の拡大等）	・改正「土壌汚染対策法」施行 5 ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正 ・改正「廃棄物処理法」公布
12 ・「熊本県産業振興ビジョン2011」策定（環境産業の振興含む）	10 ・「生物多様性条約第10回締約国会議」開催（遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」及び平成23年以降の新戦略計画「愛知目標」採択） 12 ・「バイオマス活用推進基本計画」策定 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改定
H23. 2 ・「生物多様性くまもと戦略」策定 ・熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）策定	H23. 3 ・「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」改正
3 ・「第三次熊本県環境基本指針」策定	4 ・「環境影響評価法」改正
・「第四次熊本県環境基本計画」策定	6 ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正
4 ・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」推進事業開始	8 ・「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」改正
6 ・「くまもと生活排水処理施設整備構想2011」策定（全市町村と協働策定）	・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」公布
H24. 3 ・「熊本県バイオマス活用推進計画」策定 ・「熊本県地下水保全条例」改正（地下水を「公共水」と位置付け、地下水採取許可制度を導入）	10 ・「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」改定 ・「排水基準及び地下水の浄化基準等」見直し
4 ・「環境教育指導資料」作成 ・公益財団法人くまもと地下水財団設立	H24. 3 ・「水質汚濁防止法」改正
	5 ・「水質汚濁防止法施行令」改正
	6 ・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定
	7 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行（固定価格買取制度の導入）

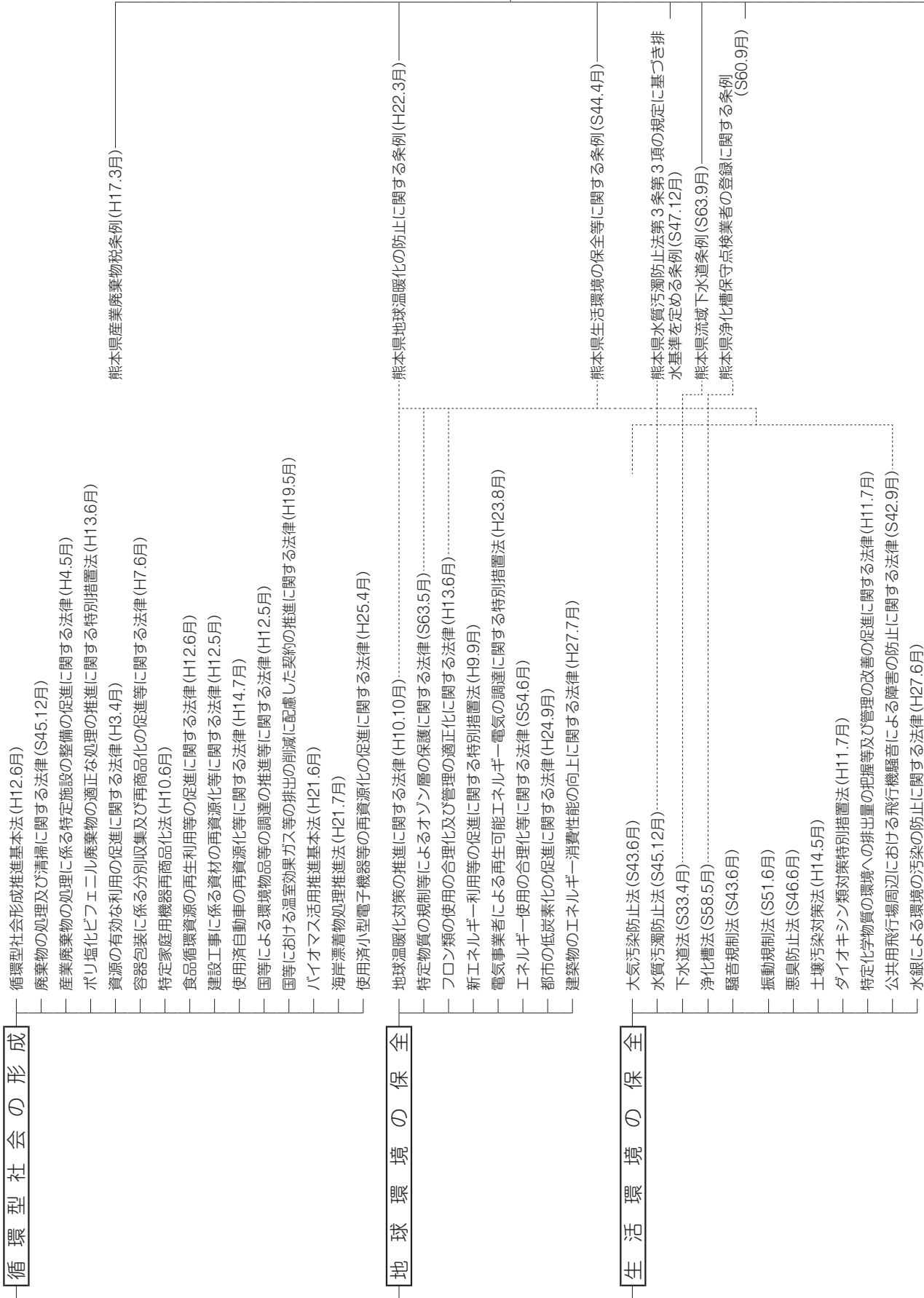
「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	H24. 8 ・「底質調査方法」改定 ・「底質の暫定除去基準について」改正 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布 ・第4次レッドリスト公表 9 ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）公布 ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
H24. 10 ・「熊本県総合エネルギー計画」策定 ・改正「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取許可制度等の施行	10 ・「水質汚濁防止法施行令」改正 12 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」改正
H25. 3 ・「PM2.5に係る注意喚起の対応方針」決定、運用開始 ・「有明海・八代海における海砂利採取に関する方針」策定(28日)	H25. 2 ・PM2.5に関する「注意喚起のための暫定的な指針」策定 3 ・「水質汚濁に係る環境基準」改定 ・「水質環境基準の水域類型指定等の処理基準」改正 4 ・国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度を統合し、J-クレジット制度創設
	5 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（三つっ化窒素を温室効果ガスとして追加） ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネルギー法）改正（電気の需要の平準化の推進等を追加） 6 ・「暫定排水基準」見直し ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」改正 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」改正 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」改正 ・「大気汚染防止法」改正
9 ・「PM2.5に係る注意喚起の対応方針」改定 H25. 10 ・UNEPによる「水銀に関する水俣条約外交会議」開催 ・「水銀フリー熊本宣言」表明	H25. 10 ・UNEPによる「水銀に関する水俣条約外交会議」開催 ・「水銀に関する水俣条約」採択・署名

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H25. 11 ・ ISO14001に基づく環境管理から、独自のシステム「環境管理のしくみ」による管理に移行	
H26. 3 ・ 「熊本地域地下水総合保安全管理計画・第2期行動計画」(H26～30) 策定	H26. 1 ・ 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」公表 3 ・ 「水質汚濁に係る環境基準」測定方法改定
6 ・ 「水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会」設置 7 ・ 「レッドリストくまもと2014」発行	4 ・ 「エネルギー基本計画」策定 5 ・ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正 6 ・ 「大気汚染防止法」改正
12 ・ 「熊本県環境影響評価条例」改正	7 ・ 「水循環基本法」施行 9 ・ 「建設リサイクル推進計画2014」策定 11 ・ 「排水基準及び地下水の浄化基準」見直し ・ 「水質及び地下水質の環境基準」改定
H27. 2 ・ 「熊本県消費者教育推進計画」策定	
3 ・ 「熊本県燃料電池自動車普及促進計画」策定 4 ・ 「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」施行 ・ 「熊本県地下水と土を育む農業の推進に関する計画」策定	H27. 4 ・ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行
5 ・ 「第11次鳥獣保護管理事業計画」変更 ・ 「第2種特定鳥獣管理計画(ニホンカ)」策定 ・ 「第2種特定鳥獣管理計画(イナシ)」策定	5 ・ 「下水道法」改正 ・ 「暫定排水基準」見直し ・ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」施行
7 ・ 万田坑や三角西港を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録	6 ・ 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定 ・ 「大気汚染防止法」改正 7 ・ 「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」決定 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 ・ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布 ・ 「水循環基本法」に基づく「水循環基本計画」策定
10 ・ 「第2種特定鳥獣管理計画(ニホンカ)」変更	9 ・ 「排水基準及び地下水の浄化基準」見直し 11 ・ 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
12 ・ 熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」供用開始	12 ・ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催(「パリ協定」採択)
	H28. 2 ・ 「水銀に関する水俣条約」締結 2 ・ 「第五次熊本県環境基本計画」策定

環境関連法・条例体系図

国の関連法

熊本県条例



地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 (S45.12月) 水循環基本法 (H26.7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県地下水保全条例 (S53.12月)
有明海・八代海再生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 (H14.11月) 	
自然公園の保護と利用の増進	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 (S32.6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県立自然公園条例 (S33.10月)
温泉の保護及び適正利用	<ul style="list-style-type: none"> 温泉法 (S23.7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県温泉法施行細則 (S48.5月)
鳥獣保護及び狩猟の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (H14.7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (H15.4月)
自然や希少野生動植物の保全・保護	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法 (H20.6月) 自然環境保全法 (S47.6月) 森林法 (S26.6月) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (H4.6月) 動物の愛護及び管理に関する法律 (S48.10月) 自然再生推進法 (H14.12月) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (H16.6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例 (H16.3月) 熊本県自然環境保全条例 (S48.10月) 熊本県水とみどりの森づくり税条例 (H17.3月) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例 (H16.3月) 熊本県ビジターセンター条例 (H6.7月)
良好な景観の保全等	<ul style="list-style-type: none"> 景観法 (H16.6月) 屋外広告物法 (S24.6月) 都市公園法 (S31.4月) 都市計画法 (S43.6月) 都市緑地法 (S48.9月) 河川法 (S39.7月) 海岸法 (S31.5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県景観条例 (S62.3月) 熊本県屋外広告物条例 (S39.7月) 熊本県環境美化条例 (S56.9月) 熊本県都市公園条例 (S53.3月)
文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法 (S25.5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県文化財保護条例 (S51.3月)
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (H15.7月) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (H16.6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県景観センター条例 (H5.3月)
開発における環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 (H9.6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県環境影響評価条例 (H12.6月)
公害紛争の解決	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理法 (S45.6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県公害紛争処理条例 (S46.9月)
公害防止組織整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (S46.6月) 	

策定経過

- 平成27年1月22日 庁内政策調整会議
- 2月 2日 熊本県環境政策推進本部会議
- 2月19日 知事から熊本県環境審議会会長へ諮問
- 3月23日 第53回熊本県環境審議会
・環境基本計画検討委員会（9名で構成）を設置
- 7月16日 第1回熊本県環境政策推進本部環境基本計画推進専門部会
・計画の骨子案の検討
- 7月27日 第1回熊本県環境審議会環境基本計画検討委員会
・計画の骨子案の検討
- 10月23日 第2回熊本県環境政策推進本部環境基本計画推進専門部会
・計画の素案の検討
- 10月30日 第2回熊本県環境審議会環境基本計画検討委員会
・計画の素案の検討
- 11月20日 第55回熊本県環境審議会
・熊本県環境審議会会長から知事へ答申
- 11月30日 熊本県環境政策推進本部会議
・計画の素案の決定
- 12月18日 県政パブリック・コメント手続実施
・計画の素案を公表（平成28年1月18日まで）
- 2月24日 県議会経済環境常任委員会
・計画の案の審議
- 2月29日 県議会で計画の案の議決

熊本県環境審議会委員名簿

平成27年11月20日（答申時）現在

	氏名	所属・専門分野等	環境基本計画 検討委員
専門知識者	あへまさき 阿部正喜	東海大学経営学部教授 (博物館学、昆虫学)	○
	いけがみきょうこ 池上恭子	熊本学園大学商学部教授 (経済学)	
	いわたにのりたか 岩谷典学	(財)熊本県総合保健センター副理事長 (公衆衛生、医学)	
	こしまともこ 小島知子	熊本大学大学院自然科学研究科准教授 (大気、化学物質)	○
	こばやしじゅん 小林淳	熊本県立大学環境共生学部准教授 (水環境、廃棄物)	○
	しまだじゅん 嶋田純	熊本大学大学院自然科学研究科教授 (水文学、地下水)	
	はらたけまもる 原武衛	崇城大学薬学部教授 (薬学)	
	そえしまあきこ 副島あき子	熊本大学大学院自然科学研究科教授 (植物)	
	やなせりゅうじ 柳瀬龍二	福岡大学環境保全センター教授 (廃棄物)	
	やのたかし 野隆	熊本大学大学院自然科学研究科教授 (騒音、振動)	◎
県民・各界代表	かわのゆきこ 川野由紀子	くまもと川の女性フォーラム代表	○
	たなかまゆみ 田中真由美	熊本県弁護士会	
	たなかみえこ 田中三恵子	熊本県消費者団体連絡協議会代表	
	はまさきゆうこ 濱崎優子	(社)熊本県建築士会女性部会常任幹事	
	かなもりしゅういち 金森秀一	熊本県環境保全協議会副会長	○
	ひがしけいこ 東慶子	J A 熊本県女性組織協議会理事	
	とみたまさえ 富田昌枝	NPO法人くまもと温暖化対策センター理事	○
行政代表	まえだいつゆき 前田移津行	熊本県町村会 (玉東町長)	
	もとまつしげき 元松茂樹	熊本県市長会 (宇土市長)	
特別委員	たかそえきよし 高添清	熊本県自然保護関係団体協議会会長	○
	たにざきじゅんいち 谷崎淳一	熊本県商工会議所連合会専務理事	○

◎は委員長

数値目標一覧

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減率	1,347万8千トン (H25)	18% 減 (H25年度総排出量 比)	温室効果ガス総排出量の将来見込み及び削減量から設定
再生可能エネルギー全体導入量（原油換算）	41万キロリットル (H25年度末)	60万キロリットル	熊本県総合エネルギー計画
間伐実施面積（年間）	8,933ha (H26)	12,500ha	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
熊本県の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減率	51,676トン (H25)	18% 減 (H25年度総排出量 比)	県全体の削減目標と同様に設定

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
一般廃棄物排出量（年間）	565千トン (H25)	497千トン	第4期熊本県廃棄物処理計画
産業廃棄物排出量（年間） * 家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	3,807千トン (H25)	3,792千トン	第4期熊本県廃棄物処理計画
バイオマスの利活用率（年間）	90% (H25)	92%	熊本県バイオマス活用推進計画

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
【再掲】 間伐実施面積（年間）	8,933ha (H26)	12,500ha	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
多面的機能支払交付金の協定農用地面積（累計）	66,344ha (H26)	97,000ha	取組目標面積として、平成30年までに農振農用地121,460haの80%にあたる97,000haを目標
覆砂実施面積（累計）	185ha (H23～H26)	100ha (H28～H32)	既存整備計画がある平成28～31年までの整備計画を目標として設定
二ホンジカの頭数	58,000頭 (H26)	7,000頭	第2種特定鳥獣管理計画（二ホンジカ）で設定する「最終生息目標頭数7,000頭」
イノシシによる農作物被害額	299百万円 (H26)	150百万円	第2種特定鳥獣管理計画（イノシシ）で設定する「農作物被害金額を最終的に150百万円までに抑える」

第4章 安全で快適な生活環境の実現

指 標	現 状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量	46.6トン (H26)	27トン	国によるフロン類の使用量見込み(平成32年度で現状から40%減)を反映
二酸化硫黄濃度環境基準達成率(年間)	100% (H26)	100%	環境基準の達成
熊本地域の地下水かん養増加量(白川中流域水田かん養量など)(年間量)	2,040万㎡ (H26)	3,500万㎡ (H30)	熊本地域地下水総合保全管理計画第2期行動計画
熊本地域の地下水採取量(年間量)	17,096万㎡ (H26)	16,580万㎡以下 (H30)	熊本地域地下水総合保全管理計画第2期行動計画
熊本地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度(年間) ①10mg/L超過の観測井数 ②5~10mg/L以下の観測井数	観測井数111 ①14.4% (16/観測111) ②25.2% (28/観測111) (H26)	①全ての井戸で達成水質値10mg/Lを満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/Lを満足すること。	熊本地域硝酸性窒素削減計画の最終目標(H36)を達成すること。 (地下水と土を育む農業の推進に関する計画についても同様)
荒尾地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度(年間) ①10mg/L超過の観測井数 ②5~10mg/L以下の観測井数	観測井数35 ①17.1% (6/観測35) ②34.3% (12/観測35) (H26)	①全ての井戸で達成水質値10mg/Lを満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/Lを満足すること。	荒尾地域硝酸性窒素削減計画の最終目標(H34)を達成すること。 (地下水と土を育む農業の推進に関する計画についても同様)
くまもとグリーン農業生産宣言件数(累計)	14,942件 (H26)	20,000件	2015農業センサスの販売農家数の過半
くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数	35,000人 (H26)	年々増加	参加者を年々増やす
自動車交通騒音に係る環境基準達成率(年間)	97.1% (H26)	100%	環境基準の達成
有害物質を使用する工場・事業場における漏洩事故件数	1件 (H26)	0件	有害物質の漏洩による土壤汚染の未然防止
ダイオキシン類濃度の環境基準達成率(年間)	100% (H26)	100%	環境基準の達成
県民1人当たりの都市公園面積	9.69㎡/人 (H25)	10㎡/人	都市公園法による住民一人当たりの都市公園面積の標準
景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数(累計)	16市町村 (H26)	23市町村 (H30)	熊本県景観づくり基本計画(H21.10策定)では、景観行政に取り組む市町村がH30年度末に過半数となることを目指している。
国・県指定等文化財件数	704件 (H26)	719件	3件/年×5年

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

指 標	現 状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
学校版環境 ISO において前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校の割合	98% (H26)	100%	全ての公立小中学校において取組の充実や広がりを目指す
学校版環境 ISO に取り組む県立高校の割合	100% (H26)	100%	全ての県立高校において取り組む
動く環境教室実施回数 (年間)	90回 (H26)	80回	過去の実績を考慮 (参考) 過去3年平均: 77回
熊本県環境センター主催事業参加者数 (年間)	3,438人 (H26)	3,500人	過去の実績を考慮 (参考) 過去3年平均: 3,398人
環境月間における環境保全活動等への参加者数 (年間)	11.8万人 (H26)	年々増加	積極的に環境保全活動等に取り組む人を増やす

あ

愛知目標 (6ページ)

地球規模で劣化が進んでいるとされる生物多様性の損失に歯止めをかけるために、2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で合意された目標。2011年以降の戦略計画で、人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指す。

ISO14001 (117ページ)

国際標準化機構 (ISO、本部：ジュネーブ) が定める環境マネジメントの国際規格。環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格で、PDCA サイクルを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく。

有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画 (94、95ページ)

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の施行を受け、県では、「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」を策定。同計画に基づき、海域環境の保全・改善と水産資源の回復などによる漁業の振興を目標に、山、川、海にわたる様々な分野で取組を総合的に進めている。

有明海・八代海における海砂利採取に関する方針 (92ページ)

有明海・八代海の再生には環境負荷を最小限とする予防的措置が不可欠である。これまで、「熊本県海砂利採取削減計画 (H20～H24)」に基づき、段階的な海砂利採取総量の規制を実施してきたが、販売

を伴う海砂利採取は、超過採取を誘発し削減計画による縮小には限界があることから、民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取は禁止することとしている。

い

一酸化炭素 (77ページ)

主として物質の不完全燃焼により生じる。都市では、その60～70%が自動車排気ガスによるものと考えられている。

え

エコアクション21 (23、24、117、118ページ)

中小企業などの幅広い事業者を対象とする環境マネジメントシステム。「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

エコ通勤環境配慮計画書制度 (25、26ページ)

県内に一つの事業所で500人以上の従業員を有する事業所を設置する事業者 (特定規模事業者) が、従業員の自家用車による通勤に伴う温室効果ガスの排出抑制計画書 (エコ通勤環境配慮計画書) 及びその実施状況報告書を作成し、知事に提出する制度。

エコロジストリーダー (22、109ページ)

環境問題について正しい知識を持ち、自ら環境にやさしい生活を送るとともに、地域の環境保全活動におけるリーダー的存在として取り組んでいくことが出来る人材。

LED (23、26、103ページ)

Light Emitting Diode のことで、日本語では「発光ダイオード」と訳される。半導体を用いたエレクトロルミネセンスという発光原理を利用して、直接電子のエネルギーを光エネルギーにしている。このため、光エネルギーが強い割には、熱エネルギーや見えない光線への変換といったロスが少なく、消費電力が少ない。

お

汚水処理人口普及率 (88、89ページ)

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの各汚水処理施設の処理人口を人口に対する割合でみた指標。

温室効果ガス (6、15、16、17、18、19、21、23、24、25、27、30、31、33、37、39、40、41、42、43、117ページ)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類のガス。太陽からの熱を地球に封じ込め地球を暖める働きがある。

温泉 (59、60ページ)

地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、摂氏25度以上の温度又はラドンなど一定の物質を一定以上有するもの。

か

海岸保全基本計画 (66ページ)

本県の各海岸・地域（八代海沿岸、有明海沿岸、天草西沿岸）の個性を活かしなが

ら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進するための計画。

語り部 (114ページ)

語り部の制度とは、水俣病の苦しみに負けず、たくましく生きることの尊さと水俣病に対する正しい認識を深めてもらうため、直接、患者の方などからその貴重な体験を聴講できる制度で、平成6年10月から行われている。

カーボンニュートラル (33ページ)

何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である、という概念。

環境マネジメントシステム (23、24、117ページ)

事業者や団体等の組織が、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための事業所内等における体制や手続き等の仕組み。

(例：ISO14001、エコアクション21)

間伐 (13、20、33、43、63、67、85ページ)

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、一部の樹木を伐採し、残存木の成長を促進する作業。

管理型最終処分場 (28、53、54、109ページ)

産業廃棄物の燃え殻、汚泥、がれき類などを受け入れる処分場で、雨水や散水により廃棄物に触れて汚れた水を、二重の遮水工により外部に漏れないようにし、浸出水処理施設により浄化する。廃棄物は、水に

触れても汚水を発生しない状態になるまでの間、周辺環境に影響を与えないよう適正に管理される。

き

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

(16、17ページ)

1988年、国連の付属機関である世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行う。加盟195か国 (H28.3現在) から、科学者と行政官が参加し、最新の研究成果をとりまとめる。数年おきに発行される「評価報告書」は地球温暖化に関する国際的取組に科学的根拠を与えるものとしての役割を果たす。

揮発性有機化合物 (80、88ページ)

揮発性有機化合物 (VOC (volatile organic compounds)) とは、揮発性を有し、大気中 (常温・常圧) で揮発 (蒸発) しやすい有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。大気中で、窒素酸化物と混合し、太陽光と反応することで光化学オキシダントを生成することが懸念されている。

また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、ドライクリーニング、金属・機械等の洗浄剤や溶剤として広く用いられてきた。

その一方で発がん性などの毒性が疑われているほか、揮発しやすさと同時に水に溶けやすい性質を持つため、土壌や地下水汚染の原因物質の一つでもある。

九州版炭素マイレージ制度推進協議会 (22ページ)

家庭での CO₂ 排出削減と地域経済の活性化を促進するため、九州7県及び経済団体等の連携により設置。

環境行動 (電気使用量の削減)、環境保全活動の参加、省エネ製品の購入に対し、地域の店舗での買い物に利用できるポイント券を提供する「九州エコライフポイント」事業を展開している。

く

くまもとグリーン農業 (13、64、71、96、125ページ)

安全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるために取り組む、土づくりを基本として、慣行農業より化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境に優しい農業。

熊本県産業振興ビジョン2011 (20、32ページ)

県内の製造業を中心とする産業振興の中長期的な方向性を明らかにするため、平成22年12月に策定。このビジョンでは、10年後の本県産業の目指す未来像として「“選ばれる熊本”を実現するリーディング産業群の形成～くまもとテクノフォレスト・シナジーの誘発～」を掲げている。

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画 (54ページ)

熊本県における今後の産業廃棄物の適正処理を推進するため、公共関与の必要性を明確にし、必要とされる施設の種類や必要容量、事業主体等について定めた計画。

熊本県森林インストラクター (59、60ページ)

森林を訪れる森林利用者に対し、森林・林業に対する正しい知識を伝え、理解等の啓発を図るため、県が養成し、登録した指導者（森の案内人）のこと。

熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議 (22、23ページ)

本県の温室効果ガス削減目標の達成に向け、県民、事業者、NPO 団体、行政等の密接な連携と相互協力の下に、具体的な取組について協議し、県民の総意を結集した地球温暖化防止活動を県民運動として推進することを目的としている。

熊本県総合エネルギー計画 (19、20、29、32、43ページ)

「未来型エネルギーのトップランナー」として新エネ・省エネ先進県を目指し、平成24年10月に全国に先駆け策定。計画では、新エネルギーや省エネルギーの推進により、平成21年度の家庭の電力消費に相当する量（原油換算で100万キロリットル）程度を賄うことを目標としている。

熊本県燃料電池自動車普及促進計画 (8、25ページ)

熊本県における燃料電池自動車及び水素ステーションの初期需要の創出や関連産業の振興を図ることを目的に策定。

熊本県バイオマス活用推進計画 (56、57ページ)

本県のバイオマス資源の更なる活用を通して、持続可能な社会の実現に向けて、今後のバイオマス活用の推進の方向性を明らかにすることを目的として平成24年（2012）年3月に策定。

熊本地域地下水総合保全管理計画 (11、82、85、96、99ページ)

地域共有の貴重な資源である地下水を保全し、健全な姿で将来世代に引き継ぐため、平成20年9月、県と、地下水域を共有する13（現在11）市町村は、共同で平成36年度を目標年次とする「熊本地域地下水総合保全管理計画（第2次計画※）」を策定した。

また、この管理計画を着実に推進するため、具体的な対策と工程を示した行動計画を策定しており、現在、第2期行動計画（平成26～30年度）に基づき、地下水かん養や節水、水質保全等の取組を進めている。

※第1次計画策定：平成8年3月

熊本都市圏パーソントリップ調査 (80ページ)

熊本都市圏に居住する人の交通実態を把握するもの。「出発地」、「目的地」、「交通手段」、「所要時間」、「目的」等を個人属性とともに把握し、将来交通計画に反映することを目的とした調査。通勤・通学依存率等を踏まえ、平成24年度に、5市6町1村（熊本都市圏）を対象に第4回のパーソントリップ調査を実施。

くまもと緑・景観協働機構 (104ページ)

民間による緑化活動や景観づくりを支援するため、県・市町村・関係団体により平成20年5月に設立された団体。

くまもとらしいエコライフ (8、22、23、117ページ)

くまもとの県民性（もっこす・わさもん等）を生かしながら、くまもとの気候や風土、習慣などに合わせて、県民それぞれが

続けられるスタイルを選び、生活に取り入れ、県民総ぐるみで環境を大切にしてください。(「もっこす」：昔ながらの知恵や技を生かす 「わさもん」：最新の技術を取り入れる)

くまもとらしいエコライフ宣言 (22、23ページ)

「くまもとらしいエコライフ」の考えに基づき、日々の生活・事業活動のなかで、それぞれの家庭や企業が取り組むことができる環境配慮活動について自ら宣言し、実際の取組のきっかけ・意識付けとするもの。

クリハラリス (タイワンリス) (68、69、72ページ)

原産は台湾、東南アジア。体長約40センチ、体重約360グラムで、本州・四国の固有種「ニホンリス」よりやや大きい。腹の毛が栗色のため、この名が付いた。ペットなどとして国内に持ち込まれ、野生化したと見られる。日本の生態系を壊すおそれや農作物被害などから、2005年に飼育・運搬を禁じる特定外来生物に指定された。

グリーンカーテン (30、38、117ページ)

窓全体に張り巡らせたネットに、ツル植物を絡ませて窓を覆う。窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待できるといった、省エネに有効な手法のひとつ。

グリーン購入 (42、45、118、119ページ)

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入す

ること。

グリーンツーリズム (63ページ)

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、具体的には、都市部の住民が農山漁村の民宿などに滞在し、森林や河川などの自然を舞台にしたレクリエーションやスポーツ、農林漁業体験、農山漁村の生活体験、伝統工芸品の体験などを楽しむこと。

クロロフルオロカーボン (CFC) (75ページ)

主に低温冷凍機器やカーエアコン、電気冷蔵庫に用いられているオゾン層破壊効果を持つ特定フロン。

け

景観アドバイザー派遣 (105ページ)

市町村の景観行政に関する取組や県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーを県が派遣する制度。

建築物環境配慮制度 (31ページ)

床面積の合計(増改築にあつては増改築部分の合計)が2000平方メートル以上の建築物の新築、増改築又は大規模改修をしようとする建築主(特定建築主)や既存建築物の所有者が、建築物の環境配慮に係る計画書(建築物環境配慮計画書)、環境性能に係る届出書(建築物環境性能届出書)及びその工事完了の届出書を作成し、知事に提出する制度。

こ

光化学オキシダント (77、79、81、125ページ)

ジ)

光化学スモッグの主成分で、オゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の総称。環境基準は1時間0.06ppm以下。

光化学スモッグ注意報（77ページ）

光化学スモッグは、日差しが強く風の弱い日に特に発生しやすく、健康への影響として、目がチカチカする、のどのイガイガや痛みなどの症状がでることがあるため、大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となった場合に、注意報を発令し、県民に対して、屋外活動の自粛等を要請し、特定の工場に対して、排出ガス量の削減等を要請すること。

さ

再生可能エネルギー（8、14、19、20、29、30、32、39、41、42、43、56、118ページ）

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーもこれに含まれる。

作れい（13、95ページ）

潮通しがよくなるように浅海に水路を掘ること。

里地里山（3、14、64、70ページ）

都市と奥山の間位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域。集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草地などで構成される。動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たす。国土の約

4割を占めるが、農村の過疎化で近年、荒廃している。

酸性雨（77、79、123、125ページ）

硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が溶け込んだ酸性の雨（pH5.6以下）。

し

COD（88、92、94ページ）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称で、海水や湖沼など水中の有機物等の汚濁物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

事業活動温暖化対策計画書制度（2、23、24、117ページ）

事業活動で相当程度多い温室効果ガスを排出する者（特定事業者）が、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制計画書（事業活動温暖化対策計画書）及びその実施状況報告書を作成し、知事に提出する制度。

ジクロロメタン（77ページ）

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に用いられるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

重金属（88ページ）

比重4以上の金属の総称。水銀、カドミウム、銅、鉛、クロムなどがあり、生体に入ると微量でも有害なものが多い。

循環型社会形成推進地域計画（53ページ）

市町村等が3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的とした循環型社会形成推進交付金制度に関する計画であり、5か年程度の当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性等を示す。

硝酸性窒素（5、11、12、86、88、89、90、91、96ページ）

硝酸性窒素とは硝酸塩の窒素に着目した呼び方であり、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜排せつ物や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されたり、ガスとして大気に放出されるものもあるが、土壌に残った窒素分は地下へ浸透し、地下水を汚染する。

乳幼児などが硝酸性窒素を多量に摂取した場合、一部が消化器内の微生物により還元されて体内で亜硝酸性窒素として吸収され、血中でヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなる。これは酸素運搬能力がないため、体内の酸素供給が不十分となり、酸欠状態となる（メトヘモグロビン血症）。

針広混交林（63、85ページ）

スギ、ヒノキ等の針葉樹とカシ類等の広葉樹が混じって生育している森林のこと。

森林吸収量（20、33、34ページ）

京都議定書のルールに基づく、適正に手入れされている森林による二酸化炭素吸収量のこと。

森林教室（59、60、63ページ）

森林の役割を学んだり、森林内での体験活動などを行う学習会のこと。

森林の多面的機能（64、70ページ）

木材の生産、水源のかん養、土砂流出の防止、生物多様性の保全などの森林の持つ様々な働きのこと。

す**水銀に関する水俣条約**（102、127ページ）

水銀によるリスク削減のために制定された国際条約。

平成25年10月、熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、140か国の国と地域が参加し、条約の採択・署名がなされた。

平成28年2月、日本は23番目の条約締結国となり、条約の効力は、50か国が締結してから90日後に発効する。

水銀フリー（102ページ）

水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態を言う。

水俣病を経験した本県では、破壊された環境を取り戻すことの難しさや、命、健康の尊さを引き続き発信しつつ、世界の水銀規制に向けた第一歩をまずは踏み出すことが重要だと考え、「水銀に関する水俣条約外交会議」において知事は、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った。

スマートメーター（23ページ）

情報通信等、様々な機能を備えた電力計。家庭では、分電盤等に設置し、即時の電力消費量や料金換算値などをモニターに

表示することで、電力の使用状況が「見える化」される。事業所でのピークカットやデマンドコントロール（需要調整）、電力会社の検針、遠隔操作等の活用により、省エネルギーや電力供給のコントロールに貢献する。

3R (45、46、49、50ページ)

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。発生抑制（reduce、買う量や使う量を減らすこと）、再使用（reuse、使えるものは繰り返し使うこと）、再生利用（recycle、再び資源として生かすこと）の英語の頭文字に由来する。この順で環境負荷削減効果が大きく、優先的に取り組まれるべきとされる。

3R コーディネーター (50ページ)

民間企業において廃棄物処理部門の実務経験を有する者で、県内事業所を訪問し、廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）に関する助言等を行うコーディネーター。廃棄物対策課に2名を配置している。

せ

生活排水処理構想 (91ページ)

平成7年12月に国から示された「污水处理施設の整備に関する構想策定の基本方針」に基づき、都道府県が策定する污水处理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」のこと。

生物多様性 (3、6、16、63、64、68、69、70、71、72ページ)

ある地域に住んでいる全ての生物と周囲

の生活環境のまとまりを生態系といい、様々な生態系の中で、いろいろな生物や個体が互いに複雑な関係を持ちながら生活している状態を生物多様性と呼ぶ。

生物多様性は、階層的に、①種内の多様性（個体の多様性・遺伝子の多様性）、②種間の多様性（種の多様性）、③生態系の多様性にまとめられる。

全窒素 (92、94ページ)

環境基準の一つ。有機及び無機（アンモニア態、亜硝酸態、硝酸態）の窒素化合物の総量。窒素は磷とともに水系を富栄養化させ赤潮の原因となる。

全磷 (88、92、94ページ)

環境基準の一つ。磷化合物の総量を表す語。磷は窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

た

第一種フロン類充填回収業者 (75ページ)

業務用のエアコンディショナー及び業務用の冷蔵機器及び冷凍機器（第一種特定製品）に冷媒として使用するフロン類を充填・回収する業者。

ダイオキシン類 (100、101ページ)

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で210種の有機塩素化合物を総称するもの。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれている。

ち

地域景観コーディネーター (105、106ページ)

県が開催する景観に係る専門講座を修了

した方で、県内各地域において、その地域らしい景観づくりや景観を活かしたまちづくり活動のリーダーとなる方々。

地球温暖化防止活動推進員 (22、109、117、119ページ)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めるための活動などを行っている人たち。地球温暖化対策に関する知識の普及や活動の推進に熱意のある人の中から、知事が委嘱。平成27年度は県内で77人が活動している。

地球温暖化防止活動推進センター (22、39、119ページ)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき知事が指定する。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

地熱発電 (59、60ページ)

地下に存在する熱エネルギーを利用して発電を行うこと。

長寿命化計画 (52、53ページ)

廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図る計画。

て

テトラクロロエチレン (77ページ)

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でエーテル様の臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ

抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使用されるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどととも地下水汚染などの原因物質となっている。

電子マニフェスト (53ページ)

紙のマニフェスト(産業廃棄物管理票)では集計や報告書の作成、情報公開に時間がかかるなどの問題があった。

このため、電子情報を活用する電子マニフェスト制度(電子マニフェスト)が導入された。マニフェスト情報は、排出事業者がパソコンや携帯電話により登録・報告し、第三者機関である情報処理センター(JWNET)が管理・保存するため、マニフェストの記載漏れや偽造がない。

と

特定外来生物 (3、13、68、69、72ページ)

外来生物(移入種)のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(2004年)によって規定された生物。

生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。

都市交通マスタープラン (80ページ)

パーソントリップ調査などを踏まえ、現状及び将来にわたる都市交通の課題に対応するために関係機関が共同で策定する将来交通ビジョン。概ね20年後を目標年次とし、将来の都市構造とともにそれを支える

交通体系のあり方や公共交通、道路に関するハード・ソフト施策を提案するもの。

トリクロロエチレン (77ページ)

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

な

名古屋議定書 (6ページ)

生物多様性条約に基づき、2010年10月に名古屋市で開催された第10回締約国会議 (COP10) にて採択された議定書のこと。

本会議により、遺伝資源の利用と利用から生じた利益の配分に関する国際ルールである当議定書と、2011年以降の新戦略計画 (愛知目標) が採択された。

に

二酸化硫黄 (77、81ページ)

主に石油や石炭などの化石燃料の中に含まれる硫黄分の燃焼によって生じる物質。脱硫装置の普及や自動車排ガス規制により全国的に改善されている。

二酸化窒素 (77ページ)

ほとんどが物質の燃焼によって生じる物質。工場や自動車の排ガスのほかにストーブやボイラーでも発生する。

二次的自然環境 (64ページ)

人間活動によって創出されたり、人が手

を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれにあたる。

は

パークアンドライド (25ページ)

自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。

バイオディーゼル燃料 (56ページ)

一般的には、植物油をメタノールと反応させメチルエステル化した脂肪酸メチルエステルのことを指し、軽油代替燃料として利用できる。軽油と比較して、再生可能・カーボンニュートラル・黒煙や硫黄酸化物の発生量が少ない等の特徴がある。

バイオマス (10、27、29、42、56、57、123、125ページ)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。燃焼しても温室効果ガスを増加させない (カーボンニュートラル) 等の特徴があり、家畜排せつ物・食品廃棄物・木質系廃材・下水汚泥・林地残材等がこれにあたる。

バイオマス活用推進基本計画 (56ページ)

バイオマス活用推進基本法 (2009年) に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。

バイオマスガス (20ページ)

草木などのバイオマスを高温環境条件にすることで発生する一酸化炭素や水素、メタンなどの可燃性ガス。そのガスを燃焼させ、ディーゼルエンジンやガスタービンを回して発電する。発電以外に、ボイラーによる蒸気・温水利用も可能。

ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) (75ページ)

主にパッケージエアコンやルームエアコンに用いられているオゾン層破壊効果はないが高い温室効果を持つ代替フロン。

ハイドロフルオロカーボン (HFC) (75ページ)

カーエアコン、ルームエアコン、パッケージエアコン、電気冷蔵庫や各種冷凍機器に用いられているオゾン層破壊効果はないが高い温室効果を持つ代替フロン。

パリ協定 (6、18ページ)

2015年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。「世界共通の長期目標として平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保つこと、1.5℃以下に抑える努力を追及すること」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること」等が盛り込まれた。

ひ

PRTR 法 (100ページ)

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の

保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に1999年に制定。国際的に進む有害化学物質の移動排出登録制度 (PRTR) の日本版であることから、通称として PRTR 法と呼ばれている。

PM2.5の注意喚起 (77ページ)

その日のPM2.5濃度が国の示した暫定指針値 (日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) を超過すると予測される場合、県民に対して、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことなどの注意喚起を行うこと。

BOD (88ページ)

Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略称で、河川水や工場排水など淡水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には有機物 (汚濁物質) が多く、水質が悪化していることを意味する。

PCB (51、53、100ページ)

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。

水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的にも安定 <http://www.aliexpress.com/item-img/Glitter-love-Quicksand-transparent-TPU-Phone-Case-for-iphone-6-6s-plus-luxury-3D-bling-rhinestone/32695673207.html?spm=2114.10010108.1000017.1.XsP9Y2#> な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、

現在は製造・輸入ともに禁止されている。

昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用された PCB が混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があり、中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。

熊本県内における高濃度 PCB 廃棄物は、トランス・コンデンサにおいては平成31年3月31日までに、安定器等・汚染物においては平成34年3月31日までに、また、低濃度 PCB 廃棄物は平成39年3月31日までに処分しなければならない。

微小粒子状物質 (PM2.5) (77、123ページ)

PM2.5 (Particulate Matter) とは、大気汚染物質の1つで、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (2.5mmの千分の1) 以下の粒子状物質であり、単一の化学物質ではなく、硫酸塩、硝酸塩、炭素を主な成分とする様々な物質の混合物。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配される。

ふ

覆砂 (13、67、71、95ページ)

海底や湖底などの底質改善を目的とした技術。底質が悪化した底面を砂等により覆うこと。

浮遊粒子状物質 (77ページ)

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち大気中に長期間滞在し、呼吸器系に影響を与える粒子径が10ミクロン以下の微細な粒子。

文化的景観 (68、69、107ページ)

地域における人々の生活又は生業及び当

該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

へ

ベンゼン (77、125ページ)

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。

ほ

POPs(Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質) 条約 (100ページ)

POPs とは、ダイオキシン類、PCB 等難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性(人の健康・生態系)を持つ物質のこと。POPsによる地球規模の汚染が懸念され、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)が2004年5月に発効している。

ま

マニフェスト(産業廃棄物管理票) (51、53ページ)

産業廃棄物を処理する際には、その産業廃棄物がどのようなものなのかを十分に把握し、収集運搬業者や処分業者に正しく伝え、処理の確認を最後まで行うことが必要であり、この役割を担うのがマニフェスト(産業廃棄物管理票)である。マニフェストには、複写式の紙伝票を利用するもの(紙マニフェスト)と電子情報技術を利用するもの(電子マニフェスト)がある。

み

水とみどりの森づくり税（60、63、85ページ）

森林の持つ水源のかん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、平成17年4月に導入された税。

水俣環境アカデミア（127ページ）

地域課題の解決や人材育成を推進するため、大学、研究機関等と連携し、水俣病の経験や教訓、環境首都としての取組などを基に、教育・研究活動等を行う拠点として水俣市が設置する施設。

も

木質バイオマス（34、35、56ページ）

バイオマスのうち、木材からなるもの。
木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。薪や木質チップ、木質ペレット（おが粉等を圧縮成型したもの）などに加工され、ボイラーによる熱供給や発電の燃料などに利用されている。

藻場（13、66、70、71、95、123、124、125ページ）

海藻（海草）類が群生している水域。水産生物の増殖の場としての機能や海洋環境の浄化機能を有する。

ゆ

有害大気汚染物質（77、125ページ）

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの。

有害物質（6、99ページ）

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として水質汚濁防止法で定められており、「カドミウム及びその化合物」「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」等28物質がある。

第五次熊本県環境基本計画

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
TEL096-333-2266 FAX096-383-0314
県庁ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/>

発行者：熊本県
所 属：環境立県推進課
発行年度：平成28年度

<表紙の写真>

熊本の豊かな自然の魅力発信のため、平成27年度に県が実施した「水の国くまもと」モニターツアーで、アマチュア写真家の方々が撮影されたものです。